

平成29年 第3回 秩父市農業委員会 定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年3月22日（水）午後2時00分から
同日 午後3時21分まで

2 開催場所 秩父市吉田農村環境改善センター〔秩父市下吉田〕

3 出席委員（23人）

会長職務代理者	26番	糸 東 男	委員	1番	山 中 宇 一
委員	3番	武 島 昭 夫	委員	4番	横 田 友
委員	5番	新 井 秀	委員	6番	山 中 進
委員	7番	富 田 俊 和	委員	9番	内 田 武 男
委員	10番	青 葉 正 明	委員	11番	岩 崎 智 子
委員	12番	長 谷 川 満	委員	13番	石 橋 総 一 郎
委員	14番	大 島 正 一	委員	15番	高 岸 義 雄
委員	16番	新 井 信 義	委員	17番	番 場 誠 二
委員	18番	島 崎 博 行	委員	19番	町 田 一 郎
委員	20番	福 島 久 雄	委員	21番	内 田 修 司
委員	23番	高 野 忠 財	委員	24番	高 橋 信 之
委員	25番	田 口 俊 夫			

4 欠席委員（3名）

会 長	8番	新 井 徳 弘	委 員	2番	新 井 一 郎
委 員	27番	加 藤 勝 市			

5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告
- (6) 審 議 議 案 の 報 告

(7) 議 案 審 議

議案第14号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直し
について

議案第15号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

議案第16号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議案第17号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (11件)

議案第18号上程 農用地利用配分計画の意見について (1件)

議案第19号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの
判断について

(8) 閉 議 ・ 閉 会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査	帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補	岩 田 直 樹
主 幹	内 田 香	主 幹	新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦		

7 会議の概要

(1) 開 会 ・ 開 議

議長(糸 東男 会長職務代理者) ただいまから、平成29年第3回秩父市農業委員会定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(糸 東男 会長職務代理者) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

(3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(糸 東男 会長職務代理者) 本日は、2番 新井 一郎 委員、8番 新井 徳弘 委員及び 27番 加藤 勝市 委員から欠席の通告が、16番 新井 信義 委員から遅刻の通告がありました。よって、委員定数26名中、22名の委員が出席しており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。

(4) 議事録署名委員の指名

議長(糸 東男 会長職務代理者) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(糸 東男 会長職務代理者) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。15番 高岸 義男 委員、17番 番場 誠二 委員、以上お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

(5) 諸 報 告

議長(糸 東男 会長職務代理者) 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。事務局長に説明を致させます。

上林 敏一 事務局長 諸報告について説明をいたします。本日付け、農委95 報告文書をご覧ください。このたびは、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。裏面をご覧ください。本件は、平成29年第2回総会において、農地法第5条の規定による許可申請について審議していただき、許可相当と決定していただいた経緯があります。このたび、当事者2名から、申請地に係る住宅用地への転用について、権利移動が伴わない農地法第4条の規定による許可として申請することにし、再度、農業委員会による審議をお願いしたいとして、取下願が提出されたものです。なお、この許可相当案件につきましては、県知事に進達してはありましたが、許可が下りる前でした。事務局といたしましては、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしましたので、ここに報告いたします。なお、その後、県知事に送付いたしましたところ、願いは受理され、申請は取下げとなっております。諸報告は以上でございます。

議長(糸 東男 会長職務代理者) 以上で、諸報告を終わります。

(6) 審 議 議 案 の 報 告

議長(糸 東男 会長職務代理者) 次に、本日ご審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成29年第3回総会において審議していただきます議案について申し上げます。議案第14号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の見直しについて、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について が6件、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について が11件、議案第17号 農用地利用配分計画の意見について が1件、議案第18号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。よろしく、お願いいたします。

議長（糸 東男 会長職務代理者） ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

（7）議 案 審 議

議案第14号上程 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の 面積の見直しについて

議長（糸 東男 会長職務代理者） これより、議案の審議に入ります。議案第14号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の見直しについて を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第14号について説明をいたします。農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要がありますが、その一つに、申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること、という下限面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積が、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、秩父市農業委員会としましても、この規定により定めております。このたび、本議案を上程いたしますのは、農林水産省経営局長から、農業委員会の適正な事務実施について文書が発出されており、そこでは、別段の面積の検討については、総会において毎年実施し、結果を公表することになっているためです。なお、毎年検討する理由は、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していることから、状況に合わせて柔軟に対応するためです。次に、別段の面積を設定

するには、農地法施行規則第17条第1項に、その基準が定められておりますが、第1号では、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、とされており、現行では、平成28年第3回総会において議決していただきましたとおり、設定区域を11に分けております。次に、法施行規則第17条第2号では、その面積は10アール以上であること、とされ、同条第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること、とされており、これに従い、設定区域における別段の面積を定めることとされております。算定の根拠につきましては、農地台帳における数値を用いております。なお、資料を議案書とともに配布いたしましたので、ご覧ください。このたびは、高篠地区並びに大滝、中津川及び三峰を区域とする大滝地区につきましては、現行の20アールから10アールへ引き下げることとし、それら以外の地区につきましては、現行どおりに定めたいとするものです。説明は以上です。

議長（桑 東男 会長職務代理者） 説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対するご意見を伺います。このことについて、何か質疑又は意見がありますか。

7番（富田 俊和 委員） この下限面積の考え方については、平成28年第3回総会において、十分に審議したもので、算定結果がこのようになったのであれば、私は、特に意見はありません。

4番（横田 友 委員） 私は、前回、大田地区を除いた下限面積を下げたことにより、農地法第3条の許可申請が多くなるとともに、安定した農業経営が成り立たない事例が生じることを懸念しておりましたが、これまでに、そのようなこともありませんでした。また、遊休農地を解消していく上で下限面積を引き下げることにも意義があると感じております。この議案に対する意見はありません。

議長（桑 東男 会長職務代理者） 他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（桑 東男 会長職務代理者） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第14号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 全員が賛成であります。 よって、本案のとおり定めることに決しました。

議案第15号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 次に、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

内田 香 主幹 番号1の案件について説明をいたします。 譲受人は 〇〇さん、譲渡人は 〇〇さんです。 申請地は 下吉田字市場広瀬、畑2筆、計2, 488平方メートルです。 案内図の1ページをご覧ください。 申請地は、主要地方道両神荒川線 龍勢会館前交差点から南へ約400メートル先、ほ場整備された場所にあります。 申請事由ですが、譲渡人は、自らが農地を耕作し、又は管理することが困難であることから、譲り渡すことを考え、譲受人に相談したところ、譲受人が買い受けることで合意に至り、申請したものです。 現在、譲受人は、吉田地内に農業用施設1, 559平方メートル、畑1, 945平方メートル、田1, 670平方メートルを所有しており、このたび申請する面積を加算すると6,103平方メートルになり、吉田地区における下限面積要件を満たしています。 また、譲受人は、妻と長男とで酪農を経営しております。 乳牛130頭を飼育しており、農作業歴は38年になります。 農業機械の保有状況につきましても確認しておりますが、乗用トラクター、軽トラック、2トントラック、4トントラックを所有しておりました。 また、譲受人が耕作する農地の作付け状況を確認したところ、野菜を作付けし、又は耕作することができる状態での管理がされておりました。 なお、申請地の現況につきましては、平成28年6月までは、有限会社 モリシゲ物産がエゴマを栽培しておりました。 譲受人は、取得後については、牧草の栽培を考えています。 以上のことから、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、秩父市農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上でございます。

議長（糸 東男 会長職務代理者） 事務局の説明が終わりました。 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

17番（番場 誠二 委員） 議案第1号の案件について意見を申し上げます。 概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。 私も、事務局とと

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

もに現地を見てまいりました。申請地では、牧草を栽培する予定ですが、周辺の営農条件に影響を及ぼすものではないものと思います。許可してもよろしい案件であると考えます。

議長（条 東男 会長職務代理者） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（条 東男 会長職務代理者） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（条 東男 会長職務代理者） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第15号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（条 東男 会長職務代理者） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

（16番 新井 信義 委員が入場する）

議案第16号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （3件）

議長（条 東男 会長職務代理者） 次に、議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

町田 達彌 参与 番号1の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は久那字折、畑1筆、526平方メートルで、平成6年4月に相続により取得した土地です。なお、この案件につきましては、平成29年第2回総会で、農地法第5条第1項の規定による許可案件として審議していただき、許可相当であるとの議決をいただき、県へ進達しておりましたが、追認による宅地拡張であることから、所有者自身の始末書を添付したうえでの追認申請となりますので、法第5条による申請ではなく、法第4条による申請にすべきとの、県の指導により取り下げし、改めて申請したものです。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、久那 折区公会堂から西に約80メートル先、主要地方道秩父荒川線から西に約50メートル入った場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地とし

て、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は宅地に隣接しており、昭和44年以前には蚕室があり、養蚕をやめる際に蚕室を取り壊し、庭を造成してしまったそうです。このたび、所有する土地について確認しましたところ申請地が農地である事が判明したので、是正したいとして、始末書を添付して申請したものです。申請地を確認しましたところ、申請のとおり、庭木が植栽され庭園として利用されておりました。

帆刈 敏晃 主査 番号2の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は山田字乙中山田、畑1筆、122平方メートルで、平成28年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠中学校から南東に約650メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地には転用について許可を受けないまま、申請者が所有する住宅がすでに建築されており、同じく、隣接する宅地と一帯として利用されております。このたび、ここへ新たに住宅の建て替えを計画し、これを機に、追認にて転用許可を受けたいとして、始末書を添付したうえで申請したものです。申請地に隣接する農地はありませんので、転用してしまったことで生じ得る、周辺の営農条件に悪い影響はありません。

加藤 和彦 主幹 番号3の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字浅越、畑1筆、763平方メートルで、平成26年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、ちちぶ花見の里から東に約400メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内の農地でしたが、平成27年12月14日付けで、区域から除外する決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請者は、年齢的な事情などにより、申請地を耕作することが難しい状況にあるため、農地の有効活用を考えた結果、ここに太陽光発電施設を設置したいとして申請したものです。事業計画では、太陽光パネル224枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。転用することについては、隣接する農地を所有する者から承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い

影響を与えることはないものと思われます。現況を確認しましたところ、不耕作でしたが、保全管理はなされておりました。

議長（糸 東男 会長職務代理者） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

5番（新井 秀 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も、第2回の総会においても、許可を相当とする意見を申し上げております。申請をし直したものの、転用すること自体は変更点がありませんので許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

10番（青葉 正明 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。始末書を添付しておりますし、許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

12番（長谷川 満 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。以前は、ソバ畑でした。隣接する土地には、すでに、太陽光発電設備が設置されております。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

議長（糸 東男 会長職務代理者） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第16号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第17号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （11件）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 次に、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

岩田 直樹 主事補 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、譲受人は〇〇さん。譲渡人は〇〇さんです。申請地は、金室町、田2筆、計32.4平方メートルで、平成25年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父市立西小学校から北約350メートル先、立地の基準につきましては、市街化の著しい地域として、第3種農地と判断しました。申請事由ですが、申請地は、以前、宅地分譲地として売却した土地の余りの部分であり、面積も小さく、また、申請地2筆の間に雑種地が挟まれているなどの理由から農地として管理するには難しい土地でした。このたび、隣接する住宅に住む譲受人から、自宅の駐車スペースが狭いため、申請地を自己用及び来客用の駐車場用地として使用したいとの申し出があり、住宅用地の拡張を目的に譲受人に贈与し、隣接する雑種地2筆、計7.53平方メートルと併せた4筆、計39.93平方メートルを一体的に利用したいとして、申請したものです。なお、隣接地には農地はなく、転用することで生じ得る、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはありません。申請地の状況を確認しましたところ、不耕作となっております。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は、〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。申請地は太田字平正、畑1筆、169平方メートルで、平成18年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、太田下町会公会堂から北に約130メートル先にあります。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、除外の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地に隣接する宅地には、譲受人の妻の母が一人暮らしをしております。譲受人は、現在、市内の借家にて家族3人で生活しておりますが、このたび、申請地に新たに自己用住宅を建築し、母の介護をするため近くに住みたいとして、申請したものです。隣接する農地は譲渡人が所有するものですので、転用することで生じ得る、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと考えます。申請地の状況を確認しましたところ、不耕作となっております。

町田 達彌 参与 番号3及び番号4の案件について説明をいたします。

まず、番号3についてですが、借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんで、借

受人は貸渡人の子の夫にあたります。申請地は 上影森字川尻、畑 1 筆、332 平方メートルで、平成 9 年に相続により取得した土地です。案内図は、戻りまして 7 ページをご覧ください。申請地は、秩父市立影森中学校から東に 400 メートル先にあり、周辺は住宅化が進む地域にあり、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人は、現在、市内の借家に居住しており、最近、家族も増えたこともあり、日常手狭になって来たため、貸渡人が所有する申請地を使用貸借により借用し、自己用住宅を建築し、生活の安定を図りたいとして申請したものです。また、申請地に隣接する農地を耕作する者から、転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま。現地の状況を確認したところ、保全管理状態でした。

次に、番号 4 の案件について説明をいたします。譲受人は、上野町に主たる事務所を置く株式会社 〇〇で、主に宅地建物取引業、建築工事の設計、施工、監理ならびに請負を中心とした業務を行っております。譲渡人は 〇〇さんと 〇〇さんです。申請地は 下影森字押堀、畑 1 筆、66 平方メートルで、平成 26 年に相続により取得した土地です。案内図の 8 ページをご覧ください。申請地は、秩父市立第二中学校から西に約 400 m 先にあり、立地の基準につきましては、市街地に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。申請事由ですが、申請地は、市内中心地から近郊にあり、交通の便がよく、小中学校にも近く、住宅地として適した状況にあるため、宅地分譲での販売をしたいとして、申請したものです。事業計画としましては、2 区画の宅地分譲を計画しており、申請地を含む一体として利用する面積は 389 平方メートルとなります。現地の状況ですが、現在は更地になっておりますが、3 月前までは、昭和 40 年頃に祖父が建てた平屋があったため、始末書を添付しております。また、隣接する土地に農地はありませんので、転用することで生じ得る、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはありません。

帆刈 敏晃 主査 番号 5 から番号 9 までの案件について説明をいたします。

まず、番号 5 についてですが、譲受人は 〇〇 株式会社、譲渡人は 〇〇さんと 〇〇さんです。申請地は 大野原字宿東、畑 6 筆、計 2, 278 平方メートルで、平成 25 年に相続により取得した土地です。案内図の 9 ページをご覧ください。申請地は、国道 140 号線 大野原交差点から北東に約 250 メートル先にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農

地として、第3種農地と判断いたしました。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、除外の決定を受けております。申請事由ですが、申請地は、市の中心部に位置し、良好な住宅用地として需要が見込めることから、4棟分の建売住宅を建築し販売したいとして、このたび申請したものです。申請地には、保全管理状態のところもありますが、おおむねきれいに耕作されており、一部には梅の木も植栽されていましたが、別の一部ではすでに、国道側に隣接する宅地にある飲食店の駐車場として、平成12年ころより使用していたことから、始末書を添付しております。なお、申請地に隣接する農地を所有する者から、転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと考えます。

次に、番号6の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さんです。貸渡人は〇〇さんで、借受人の父にあたります。申請地は黒谷字五反田、畑1筆、316平方メートルで、平成19年に相続により取得した土地です。案内図の10ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道 和銅黒谷駅から南東に約40メートル先にあり、立地の基準につきましても、鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、除外の決定を受けております。申請事由ですが、借受人家族は、現在、申請地に隣接する宅地にある住宅にて両親と同居しておりますが、なにかと手狭になってきたため、隣接する申請地を父親より借り受け、ここに住宅を新築し居住したいとして、申請したものです。申請の現況ですが、現在は作付けはなされておきませんが、よく管理された畑でした。なお、申請地に隣接する農地を所有する者は貸渡人本人ですので、転用することで生じ得る、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはありません。

次に、番号7の案件について説明をいたします。借受人は〇〇さんです。貸渡人は〇〇さんで、借受人の父にあたります。申請地は黒谷字前原、畑2筆、計297平方メートルで、平成19年に相続により取得した土地です。案内図の11ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校から東に約500メートル先にあり、立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、借受人家族は、現在、実家にて両親と同居しておりま

すが、なにかと手狭になってきたため、申請地を貸渡人から借り受け、ここに住宅を新築し居住したいとして、このたび申請したものです。申請地は、現在、作付けはなされておりましたが、よく管理された畑でした。隣接する農地は譲渡人が所有するものですので、転用することで生じ得る、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと考えます。

次に、番号8の案件について説明をいたします。譲受人は 有限会社 〇〇、譲渡人は 〇〇さんです。申請地は 山田字北五反田、田2筆、計714平方メートルで、平成22年に売買により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠小学校から北西に約740メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人は、太陽光発電事業を行うための土地を探していたところ、申請地を買い受ける話がまとまったため、ここに太陽光発電施設を設置したいとして、このたび申請したものです。計画では、168枚の太陽光パネルとその他必要な機器等を設置する予定です。申請地は、現在、不耕作の荒地になっておりました。設置するにあたり、経済産業省からの設備認定通知の受理と、東京電力への電力受給契約申し込みの受付も済んでおり、その写しが添付されております。申請地に隣接する農地を所有する者及び所有者の親族から、転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件についての配慮はなされているものと思われまます。

次に、番号9の案件について説明をいたします。譲受人は 有限会社 〇〇、譲渡人は 〇〇さんです。申請地は 山田字坑端、畑1筆、1,249平方メートルで、昭和47年に贈与により取得した土地です。案内図の13ページをご覧ください。申請地は、秩父高篠郵便局から北西に約190メートル先にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、譲受人が現在使用している駐車場が手狭なため、隣接する本申請地を購入し、ここを来客用社員用の駐車場とすることで、〇〇業務の円滑な運営を図りたいとして、このたび申請したものです。計画では、申請地に16台分の来客用及び社員用の駐車場を確保し、現在、旅館正面にある駐車場を廃止し、送迎バス等のロータリーとして利用し、安全を図りたいとのことです。申請地は、現在、クルミの木が植栽されており、果樹畑としてきれいに管理されておりました。申請

地に隣接する農地を所有する者から、転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農についての配慮はなされているものと思われま

上林 敏一 事務局長 番号10の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇さんです。譲渡人は〇〇さんで、譲受人の父にあたります。申請地は田村字中原、畑1筆、500平方メートルで、平成20年に相続により取得した土地です。案内図の14ページをご覧ください。申請地は、国道299号線西武観光バス円福寺バス停から南に約200メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、申請の目的ですが、子弟住宅用地への転用です。申請者は、市外の賃貸住宅に住んでおりますが、譲渡人が所有する土地に住宅を建てること考え、申請したものです。なお、申請地に隣接する農地を耕作する者から、転用することに対する承諾を得ており、資金調達を含める事業計画も適正ですので、転用することにより、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われま

加藤 和彦 主幹 番号11の案件について説明をいたします。譲受人は〇〇株式会社、譲渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字八割、畑1筆、330平方メートルで、平成24年に相続により取得した土地です。案内図の15ページをご覧ください。申請地は、秩父市役所荒川総合支所から北に約200メートル先にありますので、立地に基準につきましては、第3種農地と判断いたしました。申請目的は、申請地を買い受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。申請事由ですが、譲渡人は、農業の経験が乏しく、体力的な事情もあり、今後、耕作を続けていくことが困難であることから、農地以外で有効な利用方法を考えていたところ、太陽光発電備設備の設置に適した土地を探していた譲受人との話がまとまり、申請したものです。事業計画では、太陽光パネル64枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。転用することについては、隣接する農地を所有する者から承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないと思われま

作でした。

議長（糸 東男 会長職務代理者） 事務局の説明が終わりました。 続きまして、担当委員のご意見を伺います。

1 1 番（岩崎 智子 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

1 3 番（石橋 総一郎 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

7 番（富田 俊和 委員） 番号3及び番号4の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 私も申請地を確認してまいりました。 いずれの案件も許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

2 4 番（高橋 信之 委員） 番号5の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 申請地の周辺では宅地化が進んでおります。 許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

2 5 番（田口 俊夫 委員） 番号6及び番号7の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 いずれの案件も許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

4 番（横田 友 委員） 番号8の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 申請地は、耕作にはあまり適さない土地です。 これでは、太陽光発電施設を設置するのも、致し方ないのかなとも感じております。 許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

1 0 番（青葉 正明 委員） 番号9の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

2 1 番（内田 修司 委員） 番号10の案件について意見を申し上げます。 概要につきましても、先程、事務局が説明をしたとおりです。 許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

6 番（山中 進 委員） 番号11の案件について意見を申し上げます。 概要につ

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

きましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

議長（糸 東男 会長職務代理者） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第17号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第18号 農用地利用配分計画の意見について （1件）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 次に、議案第18号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

内田 香 主幹 議案第18号について説明をいたします。議案書の6ページをご覧ください。このたびは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成29年第2回総会において議案第12号で説明をいたしました農用地利用集積計画の結果について報告し、配分計画について意見を伺うものです。案内図の16ページをご覧ください。釜ノ上地区における計画地は、県道 下小鹿野吉田線 釜の上農園村交差点から南西に位置した、ほ場整備した畑、2筆、計1,166平方メートルを地域の担い手である〇〇さんへ配分することにいたします。配分する計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整い、その結果、計画は適切であると判断いたしました。なお、計画地では、パイプハウスを設置して、イチゴの苗を栽培する予定です。

議長（糸 東男 会長職務代理者） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

23番（高野 忠財 委員） 議案第18号の案件について意見を申し上げます。農地を有効に活用していただくわけですから、特に意見はありません。

議長（糸 東男 会長職務代理者） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対するご意見を伺います。このことについて、何か質疑又は意見がありますか。

（間がある）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。それでは、お諮りいたします。議案第18号について、農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、ご異議はありますか。

（「異議なし」という人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議案第19号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

議長（糸 東男 会長職務代理者） 次に、議案第19号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第19号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配付いたしました別紙をお開きください。このたびは、畑23筆、計1万3,288.13平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断した農地のうち、法人が所有するもの、所有者又は耕作をする権利を有する者の所在が不明であるもの、所有者又は耕作をする権利を有する者から非農地判断をしていただきたい旨の申し出があったもの、さらには、これらとは別に、固定資産課税台帳を基に現況地目が山林であるなど農地以外の地目になっているものを議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械で

は耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされており。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（糸 東男 会長職務代理者） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。

6 番（山中 進 委員） 質疑ではありませんが、ここ数回の総会において、非農地判断について議題として、そのように判断してきておりますが、判断した後にあっても、農地でなくなった土地でも、所有者等関係者には適切に、親切に、今後の処理方法について説明をしていただきたいと思います。

上林 敏一 事務局長 引き続き、適切にご案内してまいります。

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第19号については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸 東男 会長職務代理者） 全員が賛成であります。よって、本案はどのように決しました。

（8）閉 議 ・ 閉 会

議長（糸 東男 会長職務代理者） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第3回秩父市農業委員会定例総会を閉会いたします。